

第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

本計画においては、1期計画の基本的な考え方を継承するとともに、全ての子どもが安心して生活ができ、親も安心して子育てができるよう、行政と市民が一体となって子ども及び子育て家庭を支援していきます。

基本理念1 地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり

基本理念2 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

基本理念3 未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり

(1) 地域の人材や施設等を生かした、子育てにやさしい地域の環境づくり

子育てと就労の両立を望む親が、自らの意欲や能力を持って多様な働き方が選択できる柔軟な社会体制と、地域の様々なサポートを利用できる環境が望まれます。

市内には、子育て専門職や子育て支援の活動団体等、様々な地域の人材や施設等があるため、これらの社会資源を有効活用しながら、子育てにやさしい地域の環境づくりを目指していきます。

(2) 全ての子育て家庭が安心して生み育てることができる子育て環境づくり

地域コミュニティの希薄化、児童虐待や子どもの貧困の社会問題化、また、近年における女性の就労率の上昇など、子育て環境を取り巻く様々な課題を解決するため、ハード面（環境整備）と、ソフト面（市民意識）の両面から子育て支援に取り組み、安心して生み育てることができる環境づくりを目指していきます。

(3) 未来を担う子どもが安心して健やかに成長できる環境づくり

子どもが自ら「生きる力」を育み、人と人の関わりを通して豊かな人間性を形成し、次代の親になるための自立を養うことができる環境づくりが大切です。

将来を担う子どもたちの健全な育成に向けて、自立心や思いやりの心を育み、安心して地域で暮らせる環境づくりを目指していきます。

2 計画の視点

本計画においては、1期計画の9つの基本的視点を取り入れ、子ども・親・地域・社会それぞれの視点を考慮した施策を推進し、子ども・子育てのより良い環境づくりを支援します。

1. 子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、子どもの利益が最大限に尊重されるよう配慮した取組を進めます。

2. 次代の親の育成という視点

豊かな人間性を育み、次代の親として自立できるよう、長期的視点に立ち子どもの健全育成のための取組を進めます。

3. サービス利用者の視点

社会及び生活環境の変化に伴い、子育て支援に関する利用者ニーズも多様化しているため、それらのニーズに柔軟に対応できるよう利用者の視点に立った取組を進めます。

4. 社会全体による支援の視点

保護者は、子育てにおいて第一義的責任を有するという基本認識の下、企業や行政、地域社会が一体的に子どもと家庭を支えていくことができるよう取組を進めます。

5. 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）実現の視点

仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けて、働き方の見直しを推進していくためにも、企業をはじめとし社会全体で子育て家庭における仕事と生活の調和を支えていく取組を進めます。

6. 全ての子どもと家庭への支援の視点

貧困や虐待等の社会的擁護を必要とする子どもの増加に対して、個々で抱えている問題に対応できるよう体制整備を推進し、子どもと家庭への包括的な支援を進めます。

7. 地域における社会資源の効果的な活用の視点

地域の関係団体や民間事業者、各種公共施設等の地域における様々な社会資源を有効に活用し、多様化するニーズに対応できるような取組を進めます。

8. サービスの質の視点

安心してサービスを利用できる環境を整備するために、サービスの質と量を適切に確保することや、人材の資質向上、社会資源の整備の推進、情報公開やサービス評価等の取組を包括的に進めます。

9. 地域特性の視点

地域によって利用者ニーズは異なることから、市及び地域の現状を踏まえた実行性のある取組を有効的に進めます。

3 計画の基本目標

3つの基本理念を実現するため、9つの基本的視点を取り入れた5つの基本目標を設定し、第1期計画の評価等を踏まえ、各施策を実施するに当たり、よりきめ細かな事業・取組を推進します。

基本目標1 地域で支える子育ての支援

地域交流の場の提供や、地域での子育て支援事業の推進及びネットワークづくり等、地域社会が積極的に子育てをサポートし、多様なニーズに対応できるような子育て支援の充実に取り組めます。

基本目標2 母子保健施策の充実

子どもを産み育てる環境の変化に伴い、貧困や虐待、育児不安等様々な問題が顕在化しており、これらの問題に対応するため、きめ細かな相談支援体制の整備や健康教育や医療の充実、食育の推進等を図ります。

基本目標3 次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できる教育環境の整備

子どもが豊かな情操と創造力を持ち、心身ともに健全な調和のとれた人間形成を育むためには、様々な体験や交流活動を通じて「生きる力」を高めていくことが必要です。次代の子どもたちが健やかに成長できるよう環境の整備や教育力向上のための取組を推進します。

基本目標4 安心して子育てできる生活環境の整備・制度の促進支援

仕事と子育てを両立することができるよう、働きやすい職場環境を整備し意識啓発を図るとともに、安全で安心な暮らしができるよう生活環境の整備や、子どもの権利擁護の推進を図ります。

基本目標5 要保護児童等への支援、子どもの貧困対策の推進

児童虐待防止、ひとり親家庭の自立支援、障害児及びその家族への支援、子どもの貧困対策の推進など、きめ細かな対応に取り組めます。

4 計画等の推進指標

推進指標を定め、指標の動向を確認し、施策の実施状況や効果等の検証・評価を行い、毎年の数値を管理していきます。

基本目標	指標項目	基礎資料	現状値	目標値 (令和6年度)	
	子育てをしやすいと答えた方の割合	まちづくり市民アンケート	62.8%	67%	
			(平成30年度)		
1	放課後子供教室の実施回数	社会教育課調べ	510回	510回	
	(平成30年度)				
	放課後児童クラブ及び放課後子供教室の一体型の達成率	保育課調べ	79.3%	83%	
			(平成30年度)		
2	小児救急医療輪番制病院の診療日数(熊谷・深谷、児玉地区)	健康づくり課調べ	夜間365日、休日の昼間72日	夜間365日、休日の昼間72日	
			(平成30年度)		
3	熊谷の子どもたちは、これができます!『4つの実践』と『3減運動』事業における「朝ごはんをしっかり食べる」の達成率	学校教育課調べ	97%	100%	
			(平成30年度)		
4	「男女共同参画社会」という言葉の周知度	男女共同参画室調べ	63.2%	80%	
			(平成30年度)		
	実践講座「どならない子育てを学ぼう」の実施回数	こども課調べ	18回	18回	
			(平成30年度)		
5	基礎資料		現状値	目指す方向	
	子どもの貧困に関する指標項目	生活保護世帯に属する子どもの高等学校等進学率(※1)	生活福祉課調べ	100%	➡
		(平成31年4月1日現在)			
		生活保護世帯に属する子どもの大学等進学率(※2)	生活福祉課調べ	35.3%	↗
		(平成31年4月1日現在)			
		生活保護世帯に属する子どもの就職率(高等学校等卒業後の進路)(※3)	生活福祉課調べ	41.2%	↗
		(平成31年4月1日現在)			
生活保護世帯に属する子ども(18歳年度末まで)の割合	生活福祉課調べ	9.6%	↘		
(平成30年度)					
児童扶養手当受給世帯に属する子ども(18歳年度末まで)の人数	こども課調べ	2,021人	↘		
(平成30年度)					

- (※1) 被保護者であって、その年度に中学校（中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）を卒業した者の総数のうち、その年度の翌年度に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校又は専修学校の高等課程に入学した者の数の占める割合をいう。
- (※2) 被保護者であって、平成31年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、大学等（大学及び短期大学）、専修学校等（専修学校及び各種学校）に進学した者の割合。
- (※3) 被保護者であって、平成31年3月に高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）、高等専門学校、専修学校、各種学校又は公共職業能力開発施設等を卒業した者（年度途中で卒業を認められた者を含む。）のうち、就職した者の割合。

第4章 教育・保育事業等の量の見込みと提供体制、 確保の方策

1 教育・保育事業等の提供区域の基本的な考え方

(1) 提供区域

教育・保育事業等の提供区域とは、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育施設の整備状況等を総合的に勘案して定める区域です。以下の事項を考慮し、市全体を1区域として設定しました。

- ・教育・保育施設は、保護者の通勤などが考慮され、居住地域にとらわれず、広域的に利用されている。
- ・利用者が特徴のある教育・保育を選択することができる。
- ・居住地域の人口変動に左右されることなく、需要推計を立てやすく、計画的に対応することができる。

(2) 認定区分と利用可能施設

本計画で用いる認定区分は、両親の就労等の状況により、1～3号認定に区分されます。なお、各認定基準で利用可能な施設は、原則として以下のとおりです。

	認定区分		
	1号認定	2号認定	3号認定
対象年齢	満3歳以上	満3歳以上	満3歳未満
教育・保育認定等	教育標準時間認定(幼稚園等での教育を希望)	保育認定(「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望)	保育認定(「保育が必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望)
利用可能施設	認定こども園 幼稚園	認定こども園 保育所	認定こども園 保育所 地域型保育

※ 地域型保育…小規模保育事業、家庭的保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

2 計画の推進方策

(1) 教育・保育施設

増大する保育ニーズに対応するため、認定こども園、幼稚園、保育所等の教育・保育施設等の充実を図り、質の高い教育・保育を提供します。

ア 認定こども園、幼稚園（1号認定、満3歳以上）

保育を必要としない満3歳から小学校就学前の児童が利用する認定こども園の設置を促進するとともに、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①	量の 見込み					
	1号認定 (満3歳以上、保育の必要性なし、学校教育のみ)	2,738	2,629	2,525	2,448	2,387
②	確保 方策					
	認定こども園	945	945	1,045	1,045	1,045
	幼稚園	190	190	190	190	190
	確認を受けない幼稚園	1,805	1,805	1,805	1,805	1,805
	計	2,940	2,940	3,040	3,040	3,040
	②-①	202	311	515	592	653

※2号認定のニーズのうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いとされる者については、これに係る量の見込みに対応するものを、1号認定の確保方策として考えます。

※「確認を受けない幼稚園」とは、新制度に移行せず、これまでどおり私学助成を受け運営する幼稚園のことです。

イ 認定こども園、保育所（2号認定、満3歳以上）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする満3歳から小学校就学前までの児童を保育する認定こども園の設置を促進するなど保育設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
① 量の 見 込 み	2号認定 (満3歳以上、保育の必 要性あり)	2,223	2,180	2,138	2,116	2,109
② 確 保 方 策	認定こども園	347	347	407	407	407
	保育所	2,007	2,007	2,007	2,007	2,007
	計	2,354	2,354	2,414	2,414	2,414
	②－①	131	174	276	298	305

ウ 認定こども園、保育所等（3号認定、満3歳未満）

保護者の就労などの事由により、保育を必要とする0歳から2歳までの児童を保育する認定こども園、保育所の設備の充実を図り、環境改善に努めます。

(単位：人)

		R2年度		R3年度		R4年度		R5年度		R6年度	
		0歳	1～2歳								
①	量の見込み 3号認定 (満3歳未満、保育 の必要性あり)	183	1,230	184	1,246	187	1,258	189	1,274	191	1,293
②	確保方策 認定こども園	18	123	18	123	24	147	24	147	24	147
	保育所	272	871	272	871	272	871	205	947	139	1,023
	特定地域型保育事業	28	90	28	105	28	123	28	123	28	123
	認可外保育所	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	318	1,084	318	1,099	324	1,141	257	1,217	191	1,293
	②－①	135	△146	134	△147	137	△117	68	△57	0	0

※「特定地域型保育事業」とは、新制度において新たに市が認可する定員19人以下で満3歳未満児を対象とする事業です。

【教育・保育施設の確保方策の考え方】

教育・保育施設の令和2年度末時点での定員数は、6,696人

(1号認定2,940人、2号認定2,354人、3号認定1,402人)と見込まれ、見込量(6,374人)は上回っています。しかしながら、認定区分ごとでは、3号認定が11人不足するため、各年度の今後の入園(所)実数等を踏まえながら、幼稚園から認定こども園への移行、保育所の改修等や特定地域型保育事業を新たに認可すること等により、3号認定の定員増を図り、待機児童ゼロを目指します。

※量の見込みについて、1号認定はニーズ調査における実数、2号、3号認定は子育て安心プランのニーズ量算出値に現状の申込状況等を考慮し補正した数値です。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

ア 利用者支援事業

一人一人の子どもが健やかに成長することができる地域社会の実現のため、子ども及びその保護者等又は妊婦・産婦が教育・保育・保健その他の子育て支援等を円滑に利用できるよう、必要な支援を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
① 量 の 見 込 み	基本型	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
	計 (か所)	8	8	8	8	8
② 確 保 方 策	基本型	5	5	5	5	5
	特定型	1	1	1	1	1
	母子保健型	2	2	2	2	2
	計 (か所)	8	8	8	8	8

【確保方策の考え方】

子育て家庭及び妊婦・産婦の個々の状況を把握し、施設や事業等の適切な利用支援、関係機関との連絡調整等を実施するため、専門資格を有するコーディネーター等を配置しています。

今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

【基本型】 5か所

子育て支援総合窓口 (こども課内)

地域子育て支援拠点に併設した相談室 (3か所) / 子育て支援コーディネーター
くまっこるーむ (本庁舎6階子育て世代包括支援センター内) / 子育て支援コーディネーター

【特定型】 1か所

保育コンシェルジュ (保育課内)

【母子保健型】 2か所

くまっこるーむ (本庁舎6階子育て世代包括支援センター内、母子健康センター内)
/ 母子保健コーディネーター (助産師)

イ 地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人回)		96,000	93,600	91,100	88,800	86,600
確保方策	(人回)	100,000	100,000	100,000	100,000	100,000
	(か所)	19	19	19	19	19

※「(人回)、(人日)」とは、延べ利用回数(日数)を表します。

【確保方策の考え方】

現在、おおむね中学校区に1か所を開設し、子育て中の親子の交流の場の提供、育児不安等についての相談・指導、子育てサークルへの支援、育児情報の提供など、施設ごとに工夫した様々な事業を実施し、地域の子育て家庭に対する育児支援を行っています。今後も市報やホームページ等で事業の周知を図るとともに、既存の施設がそれぞれの特徴を生かし、事業内容の充実を図ることで、利用者の拡大に努めていきます。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

ウ 妊婦健康診査

妊婦の健康の保持及び増進を図り、健やかな妊娠・出産のために妊娠期間中の適切な時期に受診する健康診査の助成を行う事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人回)	13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
確保方策 (人回)	13,919	13,543	13,213	12,893	12,540
	実施場所：全国医療機関 実施時期：通年実施 実施体制：医療機関との委託契約 *委託契約外の医療機関の場合は、本人の申請により、償還払いで対応 検査項目：国が定める基本的な妊婦健康診査項目				

【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理と経済的負担の軽減を図るため、医師等による健康診査を妊娠中に14回受診できる健康診査助成券を交付します。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

エ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、お子さんの体重測定や育児等の相談を受け、養育環境を把握するとともに、子育て支援に関する情報提供を行う事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人)	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
確保方策 (人)	1,231	1,198	1,169	1,141	1,110
	実施機関：母子健康センター 実施体制：①委託 保健師、助産師 ②熊谷市 保健師				

【確保方策の考え方】

母子健康センターの保健師が訪問するほか、訪問相談員として保健師・助産師へ委託しています。子育てに関する相談を受け、必要な情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては、適切なサービスの提供に結びつけています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

オ 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人回)	80	80	80	80	80
確保方策 (人回)	80	80	80	80	80
	実施機関：こども課 実施体制：保健師				

【確保方策の考え方】

乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）等により把握した、子育てへの不安感・孤立感が高い家庭、児童虐待に至る可能性が高いと考えられる家庭、若年保護者の家庭等を保健師が訪問し、助言・指導を行っています。今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

また、要保護児童育成事業として、家庭・児童への適切な支援が行われるよう、関係機関で構成されている要保護児童対策地域協議会を中心に情報を共有し、連携を図っていきます。

カ 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病等の理由により、家庭で養育を受けることが一時的に困難となった児童を児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		80	80	80	80	80
確保方策	(人日)	80	80	80	80	80
	(か所)	7	7	7	7	7

【確保方策の考え方】

現在、7施設に委託して実施しています。今後も保護者の子育て不安や負担の解消に向けて、緊急時の児童等の受け入れ体制を確保し、保護者、児童養護施設との連携を図っていきます。

キ ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動支援事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		1,900	1,900	1,900	1,900	1,900
確保方策 (人日)	子育て援助活動支援事業	1,900	1,900	1,900	1,900	1,900

【確保方策の考え方】

現在、市が熊谷市社会福祉協議会に委託して実施しています。今後も利用会員の増加が見込まれることから、提供体制の確保のため、援助会員の拡大を進めるとともに、援助活動の質の向上を図るため、援助会員に対する研修の充実に努めます。

ク 一時預かり事業

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、認定こども園、幼稚園、保育所、その他の場所において、主として昼間に一時的に預かり、必要な保育を行う事業です。

【認定こども園・幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		178,300	171,235	164,417	159,447	155,505
確保方策 (人日)	在園児対象型	178,300	178,300	178,300	178,300	178,300

【保育所等における一時預かり（在園児対象型を除く）】

		R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み(人日)		21,558	20,876	20,190	19,634	19,143
確保方策 (人日)	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	21,558	21,558	21,558	21,558	21,558

【確保方策の考え方】

現在、認定こども園及び幼稚園における在園児を対象とした一時預かりは、市内14か所で実施しています。また、幼稚園在園児以外の一時預かりは、市内14か所の保育所等で実施しています。現在の提供体制を確保していくことで、今後のニーズに対応していきます。

ケ 延長保育事業

保育認定を受けた子どもについて、11時間の通常の開所時間外に認定こども園、保育所等の保育を実施する事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	149	144	139	135	132
確保方策(人)	168	168	168	168	168

【確保方策の考え方】

現在でも、保護者の要望に対し必要な保育士数を配置することで対応可能であることから、今後も、現状のサービス提供体制の維持を図ります。

コ 病児保育事業、病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）

病児保育事業は、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を実施する事業です。病児・緊急対応強化事業（子育て援助活動支援事業）は、「援助を希望する者（利用会員）」と「援助に協力できる者（サポート会員）」が育児の相互援助活動を行う事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
量の見込み(人日)	889	872	854	841	829	
確保方策 (人日)	病児保育事業	3,065	3,065	3,065	3,065	3,065
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	360	360	360	360	360
	計	3,425	3,425	3,425	3,425	3,425

【確保方策の考え方】

現在、病児保育事業病児対応型は市内の病院1か所、病後児対応型は市内の保育所1か所、体調不良児対応型は市内の保育所2か所で実施しています。また、病児・緊急対応強化事業は、市が特定非営利法人「病児保育を作る会」に委託して実施しています。

病児保育事業については、現在の提供体制を確保し、今後のニーズに対応していきます。病児・緊急対応強化事業については、今後も現在の提供体制を確保し、引き続き実施していきます。

サ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み(人)	2,659	2,757	2,852	2,923	2,988
1年生	702	727	713	673	645
2年生	633	632	654	642	606
3年生	544	532	531	550	539
4年生	486	523	585	657	756
5年生	227	266	280	309	342
6年生	67	77	89	92	100
確保方策(人)	2,631	2,741	2,846	2,926	2,996

【確保方策の考え方】

現在、市内55か所の児童クラブ（民間学童クラブ含む）で実施し、総定員数は2,486人となっています。平成27年度から対象児童が小学校6年生までに拡大されたこともあり、今後も利用者の増加が予想されます。現在の定員では大幅な不足が見込まれるため、待機児童の状況に応じて令和6年度までに量の見込みを満たすよう、主に小学校の余裕教室等を活用した整備を計画的に進めるとともに、利用者の多様なニーズに即した提供体制を整えていきます。

シ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に支払うべき日用品、文房具、行事への参加に要する費用等又は特定子ども・子育て支援施設等に支払うべき副食材料費を助成する事業です。

【確保方策の考え方】

国の動向に応じ助成を行っていきます。

ス 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

【確保方策の考え方】

地域のニーズに即した保育等の事業拡大を進めるため、新規事業者が円滑に事業を実施できるよう支援を行っていきます。